

答 申 第 200号
平成28年10月17日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 萩原 聡 央



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成28年9月28日付け岐阜市民市第412号で依頼のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

(1) 事案の概要

岐阜市では、平成18年度に策定された「岐阜市芸術文化振興指針」（以下「指針」という。）に基づき、文化芸術の振興を図っている。策定から約10年が経過し、社会情勢が大きく変化する中、文化芸術に関する現状を把握するとともに、課題等を洗い出し、新たな指針の策定に向けての基礎資料とするため、市民の意識調査（以下「調査」という。）を行う。

そのため、調査対象者の抽出及びタックシールの作成に当たり、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

(2) 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報 調査対象者の氏名、住所及び郵便番号

2 意見

適当なものと認める。